

令和4年度

第24回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和5年3月14日(火)
開会9時35分 閉会10時25分

場 所 教育委員室

令和4年度
第24回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第2号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

第3号議案 教育職員免許状に関する規則の一部改正について

第4号議案 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部改正について

第5号議案 教職員の懲戒処分について

第6号議案 令和5年4月1日付け人事異動について

(2) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	岡 本 天津男
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵 代
	委 員	岩 武 茂 代
事務局	理事兼教育次長	渡 辺 登
	教育次長	三 浦 一 雄
	教育次長	内 海 真理子
	参事監兼義務教育課長	武 野 太
	教育改革・企画課長	重 親 龍 志
	教育人事課長	大 和 孝 司
	高校教育課長	山 田 誠 司
	教育改革・企画課 主幹 (総括)	新 貝 隆
	教育改革・企画課 主査	得 丸 祐 輔
	教育改革・企画課 主任	安 長 理 生

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(岡本教育長)

委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

それでは、ただ今から、令和4年度第24回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(岡本教育長)

本日の議事録の署名については、岩崎委員にお願いします。

会期の決定

(岡本教育長)

本日の会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は10時50分を予定していますので、よろしくをお願いします。

議 事

(岡本教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっておりますが、第5号議案及び第6号議案は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岡本教育長)

第5号議案及び第6号議案については、非公開といたします。

(岡本教育長)

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(1課〔教育改革・企画課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第1号議案「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」提案しますので、教育改革・企画課長から説明をしてください。

(重親教育改革・企画課長)

第1号議案「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」説明します。

本議案は、令和4年度第20回教育委員会会議で協議いただいた令和5年度の組織改正に伴うものです。

資料9ページをご覧ください。

今回、一部改正を行う規則は、大分県教育委員会行政組織規則及び大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則となります。

まず「1 大分県教育委員会行政組織規則の改正」です。

改正理由は、令和6年4月開校予定の新設特別支援学校の開校準備のため、「新設特別支援学校開校準備室」を設置するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進等、地域とともにある学校づくりをより強力に推進するため、社会教育課の体制を再編するなど、令和5年度の組織改正に必要な規則改正を行うものです。

改正内容は、①「新設特別支援学校開校準備室」を新設し、特別支援教育課内の「新設特別支援学校開校準備班」を廃止するとともに、②社会教育課内の「生涯学習推進班」と「社会教育班」を統合し「生涯学習・社会教育推進班」に改め、新たに「学校・家庭・地域協働推進班」を設置するものです。

次に「2 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則」です。

改正理由及び改正内容は、令和5年4月1日付けで新設する「新設特別支援学校開校準備室」を公文書公開請求の対象となる機関に追加するものです。

施行期日は、令和5年4月1日を予定しております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(岩崎委員)

社会教育課に新たに設置する「学校・家庭・地域協働推進班」には、どのような職員が配置されますか。

(重親教育改革・企画課長)

既存の班から異動する職員もいるかと思います。また、他の課の業務を社会教育課に移管した部分もありますので、それらを踏まえた形で「学校・家庭・地域協働推進班」は構成されることとなります。

(岩崎委員)

「学校・家庭・地域協働推進班」には、学校・家庭・地域の協働にそれぞれ精通した職員を配置するというのでしょうか。

(重親教育改革・企画課長)

実際にどのような職員が配置されるかは、人事のことですので分かりませんが、義務教育課からコミュニティ・スクールの業務を移管する分、大分県立図書館から地域協働の業務を移管する分及び社会教育課の既存の班から地域協働の業務を移管する分を要素とし、新たな班の体制を整備予定です。

(高橋委員)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について、具体的に教えてください。

(重親教育改革・企画課長)

コミュニティ・スクールは学校運営協議会を導入している学校のことであり、地域学校協働活動は社会教育活動となります。この2つを両輪で進めていくためには、地域のことに詳しいコーディネーターのような方が、学校運営協議会の委員として参画することが重要であると考えています。例えば、学校運営協議会で決められた事項について、学校と地域で役割分担をしますが、地域に割り振られたものについて、コーディネーターが「この業務であればこの人可以だね」といった形で学校と地域の架け橋になることなどが期待されます。

(高橋委員)

コーディネーターは、学校側の立場から地域をコーディネートしてくれる方ということですか。

(重親教育改革・企画課長)

必ずしも学校側だけにメリットがあるわけではなく、地域にとっても学校をプラットフォームとして地域課題の解決に取り組むことや、子どもが地域行事に参加することにより地域を活性化させるというメリットがあるので、双方の立場から重要な役割が期待されます。

(林委員)

学校の統廃合を検討する場合に「地域に学校がなくなることはよくない」とい

う意見や「子どもの教育環境を維持するために統廃合が必要だ」という意見がありますが「学校・家庭・地域協働推進班」はどのような考えになりますか。

(重親教育改革・企画課長)

学校の統廃合に関しては、子どもの教育のために適正な学校の規模はどのくらいかという部分に主眼を置いて考えていくべきですが、一方で、学校が地域に果たす役割も重要なので、地域住民とコミュニケーションをとり、学校の統廃合について決める必要があります。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域活性化につながる側面もあるので、その側面を捉えると、地域を知る人材が育ち、地域に残る人やいずれ地域に戻ってくる人がいて、最終的に地域に学校を残すことにもなり得ることは考えられるかと思います。

(高橋委員)

地域に住んでいる子どものことを第一に考え、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の一体的推進に取り組んでほしいと思います。

(鈴木委員)

私は、子どもが通う学校のコミュニティ・スクールの会議に参加しています。また、私の子どもは、まちづくり協議会などが開催する行事に参加していますが、それぞれに組織があり、個別に活動しています。一緒に活動することができれば、より大きなイベントになるとと思いますし、参加人数も増えると思いますが、現状は細かく分かれている状況です。もう少しまとまった方がお互いのために活動しやすくなるのではないかと思います。

(重親教育改革・企画課長)

コーディネーターは、学校と地域のつなぎ役となるので、地域が点で動いているものをつなぐ役割もあるかと思います。そのような効果も期待し、推進していきたいと思います。

(岡本教育長)

それでは、第1号議案の承認について、お諮りいたします。
承認される委員は、挙手をお願いします。

(採決) 全員挙手

(岡本教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

第2号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

(3課〔教育改革・企画課、高校教育課、教育人事課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第2号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」提案しますので、高校教育課長から説明をしてください。

(山田高校教育課長)

第2号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」説明します。

資料1ページをご覧ください。

県立学校の事務職員における知事部局からの出向職員の占める割合が増大している状況や、地方公務員法の改正により、令和5年4月1日から定年引き上げ及び暫定再任用制度等が導入されるなか、県立学校における再任用に係る事務職員の補職名を知事部局の補職名に合わせるものです。

施行日は、令和5年4月1日です。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

【質問・意見なし】

(岡本教育長)

それでは、第2号議案の承認について、お諮りいたします。

承認される委員は、挙手をお願いします。

(採決) 全員挙手

(岡本教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

第3号議案 教育職員免許状に関する規則の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第3号議案「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(大和教育人事課長)

第3号議案「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」説明します。
資料7ページをご覧ください。

まず「改正の背景」については、令和2年3月に策定された「大分県行財政改革推進計画」において、令和6年度末までに行政手続の100%電子化という目標が定められたことを受け、申請者の利便性向上のため、電子申請の導入を検討しました。

「免許申請を電子化するメリット」に記載しましたが、電子申請を導入することにより、申請事務の負担の軽減と大分県収入証紙によることとしている手数料納付をオンライン上で行うことができるようになります。

資料8ページをご覧ください。

現在は、右側の点線で囲んでいる紙申請のみとなっておりますが、今後は本人の希望により申請方法を選択することができるようになります。手数料の納付については、クレジットカードを予定しておりますが、他の決済手段についても、今後の県全体の動向により、順次対応していく予定です。

資料7ページにお戻りください。

「規則の改正内容」については、電子化に関するものとして、オンライン納付（キャッシュレス決済）に対応するための規定の改正と、申請様式の改正を行います。申請様式の改正については、免許法の欠格条項に該当しないことを確認するための誓約書について、電子申請の導入を契機に「(自署)」の表記を削るものです。

次に、効率化に関するものとして、教育職員免許状を有していることを証明する授与証明書の交付申請について、1枚の申請書で複数の校種及び教科の証明書をまとめて申請できるように改正します。

あわせて、規定の整備を行います。

今回の改正は、令和5年4月1日の施行を予定しております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(林委員)

免許状の申請にマイナンバーカードは必要ですか。

(大和教育人事課長)

必要ありません。

(林委員)

本人確認はどのように行っているのですか。

(山崎主査〔教育人事課〕)

従来、免許状の申請において、本人確認書類は取っていません。申請者からの申請書類、添付書類をもとに確認を行い、手続きを行なっています。戸籍抄本等を提出していただく場合もありますが、氏名が申請時と変わっているなどの場合に必要な書類を取得するものとして運用しています。

(林委員)

マイナンバーを提出してもらう方が、容易に確認できるのではないですか。

(山崎主査〔教育人事課〕)

免許状の申請においてマイナンバーの提出は、紙申請において導入はしていませんでした。電子申請を導入したとしても、マイナンバーを導入することにはなっておりませんので、今後検討していきたいと思います。

(林委員)

教員の性犯罪歴などの確認方法が話題となることがありますが、その部分も含めて、免許状の手続きが行われるということですか。また、その部分について変化はありますか。

(大和教育人事課長)

過去にわいせつ事案を行った教員の確認については、今回の電子申請とは別に、令和5年度からわいせつ行為をした教員の処分歴を閲覧できるシステムを文部科学省が導入します。また、過去に免職等により免許状を失った教員の情報は、官報に掲載され、その検索システムは、別に存在します。

(鈴木委員)

大分県に住んでいる方は、クレジットカードの所有率が低いのではないかと感じています。高校の入学料納付の電子申請が開始された際に、保護者がクレジットカードの利用ができず、現金で支払いをしたという話を私の知り合いから聞きました。決済手段の選択肢がクレジットカード以外に電子決済やコンビニ払いなどの複数の選択肢がある方がいいのではないかなと思います。

(大和教育人事課長)

今回の電子化の導入にあたっては、クレジットカード利用による納付という形で開始しますが、その他の決済方法の導入についても、知事部局と連携し、今後検討する方向です。

(岡本教育長)

それでは、第3号議案の承認について、お諮りいたします。
承認される委員は、挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岡本教育長)

第3号議案については、提案のとおり承認します。

第4号議案 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第4号議案「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部改正について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(大和教育人事課長)

第4号議案「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部改正について」説明します。

資料17ページをご覧ください。

改正を行う規則は「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則」と「大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則」の2つとなります。

改正の理由は、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に向けた職場環境整備を推進するため、正規職員に準じて妊産婦検診休暇、休息・補食休暇及び通勤緩和休暇を有給の休暇に改めるものです。

併せて、組織改正に伴う規定の整備等を行います。

なお、施行期日は令和5年4月1日を予定しております。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

【質問・意見なし】

(岡本教育長)

それでは、第4号議案の承認について、お諮りいたします。

承認される委員は、挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(岡本教育長)

第4号議案については、提案のとおり承認します。

(岡本教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開の議事でその他、何かありますか。

(岡本教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

第5号議案 教職員の懲戒処分について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、義務教育課〕入室)

(岡本教育長)

それでは、第5号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、教育人事課長から説明をしてください。

(説 明)

(岡本教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(岡本教育長)

それでは、第5号議案の承認について、お諮りいたします。
承認される委員は、挙手をお願いします。

(採 決)

(岡本教育長)

第5号議案については、提案のとおり承認します。

第6号議案 令和5年4月1日付け人事異動について

(1課〔教育人事課〕入室)

※職員の人事異動に関することであるため、議案審議に必要な職員のみ在室
(記録をする職員及びその他の職員は退出)